今月の窓

ゾーニングの撤廃がもたらすもの

農協制度の見直しをめぐる動きが急であると報じられている。

信用事業を全体として一つの金融機関であるかのように運営するための方策等が注目を集めているが，見逃せないのはいわゆる地域制限（ゾーニング）の撤廃であろう。

このゾーニングとは事業区域制限ともいわれるが，その基本は組合員になることができる地域を限定しているものである。形式上それぞれの農協は，定款にその地域を定めている。従来の模範定款例が地域の限定を前提としていたこと，定款の認可権をもつ都道府県が，いくつかの例外を除いて,他の農協と地域の重複が生じないよう運用してきたことから,「規制」と呼ばれた。

外部からの農協批判のひとつに，ゾーニングを論拠とする地域独占という指摘があった。この批判は二つの意味で使われたようである。一つは，購買や販売といった経済事業を中心に地域独占であるがゆえに価格が硬直的であるといった批判であり，もう一つは加入脱退の自由があるとはいえ，組合員は自分が加入する農協を選ぶことができないというものであった。

このうち，事業の独占という批判は的外れであった。というのは，具体例として米の取り扱いがあげられることが多く，農協法とは別の法律の規制によるものであることが必ずしも理解されていなかった。それ以外の生産物についても，共同販売というだけで批判されることもあった。ヨーロッパの農協では，加入条件として全量出荷を義務付けることも多く，独占という観点からのみで販売事業の方式を論じるのは難しい。

これに対して第二の点は，難しい論点を含んでいた。例えば境界線の近くの組合員にとっては近い近隣農協の店舗を利用する方が便利というケースが現にある。近い隣りの農協の店舗の事業を利用すれば，その農協にとっては員外利用になり，組合員としてのメリットは受けられない。また，組合員が任意に加入農協を選択すれば,「いいとこどり」を生じてしまう。

報じられているようにゾーニング規制がなくなれば，これらの問題は解決するであろうか。それはどうも簡単ではない。規制緩和の流れは現にあるとしても，例えば員外利用規制は今後も残るようである。とすれば系統自らが農協についての規制全般を改めて考える必要があるのではないだろうか。

本号では，制度ではなく実態面で農協を変える可能性をもつ新規参入者についての融資対応の現状分析を中心に取り上げてみた。

（(株)農林中金総合研究所取締役調査第一部長　田中久義・たなかひさよし**）**